



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第87号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	2
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	2
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	7
島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程	9

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表総務課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同表経営課の項に次の 1 号を加える。

(7) 工事に係る入札及び契約に関すること。

第12条第 1 項中「掲げるグループ」の次に「又はスタッフ」を加え、同項の表を次のように改める。

東部事務所

部	グループ又はスタッフ
管理部	管理グループ 電気グループ 水道グループ 斐伊川水道準備スタッフ

西部事務所

部	グループ
管理部	管理グループ 電気グループ 水道グループ

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項第12号中「休日の」を削る。

別表第 1 第 6 号中「命令すること」を「命じ、又は代休日を指定すること」に改める。

別表第 2 第 5 号中「命令すること」を「命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1電気事業会計勘定科目表中「児童手当」を「子ども手当」に改め、別表第1工業用水道事業会計勘定科目表中「児童手当」を「子ども手当」に改め、別表第1水道事業会計勘定科目表中「児童手当」を「子ども手当」に改め、別表第1宅地造成事業会計勘定科目表の費用の部中

「

			江津地域拠点工業団地 旭拠点工業団地	を
--	--	--	-----------------------	---

」

「

			江津地域拠点工業団地	に、
--	--	--	------------	----

」

「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表の資産の宅地造成の部を次のように改める。

款	項	目	節	細 節
完成宅地	江島工業団地 江津地域拠点工業団地	用地費	用地取得費	
未成宅地				
	江島工業団地造成事業費	工事費	造成工事費 諸設備費	
		総係費	給料 手当等	給料 手当 通勤手当 子ども手当
			報酬 賃金	臨時職員賃金 その他賃金
			退職給与金	

				実支出額
				引当額
			法定福利費	
				職員共済組合負担金
				公務災害補償負担金
				社会保険料
			厚生費	健康診断費
				文化体育費
				保健衛生費
			旅費	
				普通旅費
				赴任旅費
				研修旅費
				費用弁償
			備用品費	
				什器工具費
				図書費
				被服費
				事務用品費
				燃料費
				光熱水費
				印刷製本費
				その他消耗品費
			通信運搬費	
			補償費	
				経常的補償費
				臨時的補償費
				損害賠償費
			使用料	
				占用使用料
				その他使用料
			賃借料	
				借地料
				借家料
				機械賃借料
				その他賃借料
			委託料	
			保険料	
				損害保険料
			研修費	
				実習費

			負担金	研修実施費
			諸費	食糧費
				諸会費
				手数料
				広告料
				会議費
				その他雑費
			公課費	
			仮設備	
			仮設備費用	
			資産減耗費	
			建設利息	
			調査費	
			測量試験費	
			雑収入（貸方）	
			前払金	
	江津地域拠点工業団 地造成事業費	用地費	用地取得費	
		工事費	造成工事費	
			諸設備費	
		総係費	給料	給料
			手当等	手当
				通勤手当
				子ども手当
			報酬	
			賃金	臨時職員賃金
				その他賃金
			退職給与金	
				実支出額
				引当額
			法定福利費	職員共済組合負担金
				公務災害補償負担金

			厚生費	社会保険料 健康診断費
			旅費	文化体育費 保健衛生費
			備用品費	普通旅費 赴任旅費 研修旅費 費用弁償
				什器工具費 図書費 被服費 事務用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 その他消耗品費
			通信運搬費 補償費	
			使用料	経常的補償費 臨時的補償費 損害賠償費
			賃借料	占用使用料 その他使用料
			委託料	借地料 借家料 機械賃借料 その他賃借料
			保険料	損害保険料
			研修費	実習費 研修実施費
			負担金 諸費	食糧費 諸会費

				手数料 広告料 会議費 その他雑費
			公課費 仮設備 仮設備費用 資産減耗費 建設利息 調査費 測量試験費 雑収入（貸方） 前払金	

別表第1 宅地造成事業会計勘定科目表の負債の固定負債の部中

「

	江津地域拠点工業 団地原価見返勘定 旭拠点工業団地原 価見返勘定				を
--	---	--	--	--	---

」

「

	江津地域拠点工業 団地原価見返勘定				に改め
--	----------------------	--	--	--	-----

」

る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の10中「第8条の7」を「第8条の9」に改め、同条を第8条の12とする。

第8条の9第1項中「第8条の7の」を「第8条の9の」に改め、同項第4号中「第8条の7各号」を「第8条の9各号」に改め、同条第2項中「第8条の7」を「第8条の9」に改め、同条を第8条の11とする。

第8条の8を第8条の10とし、第8条の7を第8条の9とする。

第8条の6中「第8条の3」を「第8条の5」に改め、同条を第8条の8とする。

第8条の5第1項中「第8条の3の」を「第8条の5の」に改め、同項第4号中「第8条の3各号」を「第8条の5各号」に改め、同条第2項中「第8条の3」を「第8条の5」に改め、同条を第8条の7とする。

第8条の4を第8条の6とし、第8条の3を第8条の5とし、第8条の2の次に次の2条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の3 管理者は、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、次条第1項の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、同項で定める期間内にある第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日のうち第9条第1項に規定する休日及び第10条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の4 時間外勤務代休時間を指定することができる期間は、60時間を超えてした勤務の全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 管理者は、前条第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある正規の勤務時間を割り振られた日(休日(第9条第1項に規定する休日をいう。))及び代休日(第10条第1項に規定する代休日をいう。)を除く。第4項において同じ。)の勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。)第13条第1項第1号及び第3項に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例第13条(同条例第22条において準用する場合を含む。)及び第23条の規定により読み替えられた職員給与条例第13条第1項ただし書並びに職員給与条例第13条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 職員給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 管理者は、前条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある正規の勤務時間を割り振られた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、管理者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 管理者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 管理者は、前条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第10条第1項中「勤務日等(」の次に「第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第27条中「(昭和41年島根県条例第59号)」を削る。

第33条の表第6条の2第1項の項中「第8条の3第1項」を「第8条の5第1項」に、「第8条の6」を「第8条の8」に、「第8条の7第1項」を「第8条の9第1項」に、「第8条の10」を「第8条の12」に改め、同表第6条の2第

2項の項中「第8条の5第3項」を「第8条の7第3項」に、「第8条の6」を「第8条の8」に、「第8条の9第3項」を「第8条の11第3項」に、「第8条の10」を「第8条の12」に改め、同表第6条の2第3項の項中「第8条の4第2項」を「第8条の6第2項」に、「第8条の6」を「第8条の8」に、「第8条の8第2項若しくは第4項」を「第8条の10第2項若しくは第4項」に、「第8条の10」を「第8条の12」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第18条中「回復し」の次に「、管理者の指定する職員の検査を受け」を加える。

第19条の次に次の1条を加える。

（宿舍修繕台帳）

第20条 管理者は、宿舍修繕台帳（様式第9号）を備え、宿舍の修繕が行われたときは、所要事項を記載しなければならない。

様式第3号の2を次のように改める。

様式第 3 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

年 月 日

管理者 様

自動車保管場所使用開始届

自動車保管場所の使用を開始するので下記のとおり届け出ます。

なお、使用に当たっては、島根県企業局職員宿舎管理規程を遵守します。

記

カードNo.																					
2	1																				
所 属				氏 名																Ⓜ	
所 属 コード		3																		8	
所 属 コード																					9
所 属 コード																					14
自動車保管場所区画番号				宿舎(寮)																番	
自動車保管場所区画コード		15																			22
自動車保管場所区画コード																					
特 例 料 金		30																			35
特 例 料 金																					
フリガナ所 属 (部外者の場合記入)		36																			45
フリガナ所 属 (部外者の場合記入)																					
フリガナ氏 名 (部外者の場合記入)		46																			60
フリガナ氏 名 (部外者の場合記入)																					
処 理 コード		80																			
処 理 コード																					

(注) 1 太枠は記入しないこと。

2 職員番号のない人は、999999を記入すること。

様式第5号の4を次のように改める。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。